

第139号議案

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例（昭和30年島根県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の175」を「100分の160」に改める。

第2条 特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第2条第1項中「100分の160、12月に支給する場合には160」を「100分の150、12月に支給する場合には100分の170」に改め、同条第2項中「第4号」を「第3号」に、「第5号」を「第4号」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成19年12月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。